

大分家庭裁判所委員会議事要旨

1 開催日時

平成22年10月14日（木）午後3時00分から午後4時30分まで

2 開催場所

大分家庭裁判所大会議室

3 出席委員

阿部俊作，今井和桂子，宇根谷孝子，加藤 誠，小林 寛，佐藤敬子，玉田龍一郎，長浜庄子，深田茂人，渡邊幸恵（五十音順，敬称略）

4 議事内容（□：委員長，○：委員，●：裁判所）

（1）成年後見開始事件の申立ての必要書類について

家裁首席書記官が説明を行った。

（2）任意後見制度について

家裁首席書記官の説明後，意見交換を行った。

- 任意後見契約を締結するには，本人と任意後見受任者との信頼関係が必要であると思う。私も任意後見契約を締結したいと思っているが，どういう人に任意後見を委任すればよいか分からない。
- 任意後見の場合，弁護士会や司法書士会に相談して，任意後見契約を締結するケースがある。
- どのような人が任意後見受任者になっているのか。
- 任意後見受任者には，特に制約はない。身内を任意後見受任者とする場合や普段から身上監護をしてくれているケアの人を任意後見受任者とする場合もある。また，委任事務の内容によって，誰を任意後見受任者とするのかが変わってくる場合がある。例えば，不動産の売却や訴訟を委任するのであれば，弁護士を任意後見受任者としているケースがある。
- 私は，任意後見人を1件受任している。
- 委任事務の内容が主に身上監護であれば，社会福祉士を任意後見受任者としているのではなかろうか。
- 知り合いの社会福祉士は，一人で何件かの任意後見を受任している。
- 任意後見にかかる費用はどれくらいか。例えば，財産の多さで後見人の報

酬が変わるのか。

- 任意後見人の業務が多ければ、報酬が高くなると思われるが、任意後見契約は本人と任意後見受任者との間の契約なので、裁判所では報酬の金額は分からない。
- 本人の判断能力が低下したら、裁判所が任意後見監督人を選任する。任意後見監督人の報酬は裁判所が決定するが、任意後見人の報酬はあくまで本人と任意後見受任者との間の契約で決めている。
- 任意後見人の報酬があまりにも高額なときは、本人の利益を害する場合がある。そのような場合は、本人の利益のために、裁判所が法定後見人を選任することがある。
- 任意後見制度はよい制度だと思うが、この制度は余り知られていないのではないか。もっと、任意後見制度を周知すればよいと思う。
- 周知するには、予算が必要になる。裁判所の予算が国家予算全体に占める割合は非常に小さいと聞いているが、裁判所の広報関係の予算はどれくらいか。また、家庭裁判所の広報活動として、どのようなことが行われているのか教えていただきたい。
- 今の点については、次回の委員会で回答させていただく。

(3) 少年事件の教育的措置について

次席家裁調査官の説明後、意見交換を行った。

- 家庭裁判所が教育的措置を行っているのを初めて知った。今の説明で紹介されたような体験をして、少年が被害者の立場に立ったときに、少年は真に反省できると思う。また、清掃活動を通して、ごみを捨てたらいけないということが理解できると思う。このような取組みは、少年の更生につながっていると思う。
- どのような少年がこのような体験型の教育的措置を受けているのか。
- 少年事件は、成人の刑事事件と異なり、家庭裁判所に全件送致される。少年事件の全体の約7割は審判不開始や不処分で事件が終局するが、審判不開始や不処分の場合に、少年の問題点を少しでも軽減させて社会に返すということを目的として教育的措置を行っている。ただ、審判不開始や不処分の少

年全てに社会奉仕活動等の体験型教育的措置を実施する必要はなく、また困難でもあるので、非行事実や少年自身の資質を調査し、調査の中で判明した少年や家庭の問題を考慮して、このような教育的措置を実施する少年を決めている。

- 先ほどの説明で紹介された社会奉仕活動をした少年の感想文は、素直な気持ちが表れていてよいと思う。
- 教育の現場である学校では、家庭裁判所に送致されるまでに至らないケースが結構あり大変である。青少年の健全な育成は難しい問題である。
- コミュニケーションが苦手な少年がいるので、グループディスカッションというか、少年だけではなく、何人かが一緒になって話し合い、自分の思いを出せる場があればよいと思う。

5 次回期日等について

(1) 日時

平成23年1月28日（金）午後3時から

(2) テーマ

「面会交流」について

(3) 場所

大分家庭裁判所大会議室